

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	・議会運営委員会	委員名	中野 ひろゆき
視察地	・兵庫県 洲本市		
調査事項	・議会におけるハラスメント防止等に関する取り組みについて		
視察年月日	・令和 6 年 7 月 9 日 (火)		
視察内容			
◆ 洲本市議会が取り組む「議会におけるハラスメント防止に関する内容など」について			
➢ <u>視察目的</u> ：議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて視察すると共に、具体的な対応策として策定されている、ハラスメント防止条例等の内容及び条例制定の経緯などの他、検討に対する注意点や実効性ある項目について調査する。			
◆ 洲本市の概要について			
➢ 人 口 4 1, 2 3 6 人 (令和 6 年度・市政概要)			
➢ 世 帯 数 1 7, 7 9 2 世帯 (令和 6 年度・市政概要)			
➢ 面 積 1 8 2. 3 8 km ²			
➢ 議 員 数 1 8 人 (令和 6 年 4 月 1 日現在)			
◆ <u>主な調査内容</u> について			
・議会基本条例の特徴と倫理に関する規定等について			
・議会におけるハラスメント防止対策の検討の経緯について			
・議会ハラスメント防止条例（または要綱）の概要及び特徴について			
・防止条例（要綱）における議長及び議員の責務について			
・ハラスメントに関する相談対応と窓口の設置状況について			
・審査会や調査（倫理）委員会等の設置状況及び要件などについて			
・ハラスメント防止対策に関する費用の計上について			
・プライバシー保護の具体的な取り組み方について			
・公表等の具体的な再発防止や抑止策等について			
・議会におけるハラスメント防止対策の必要性和意義について			
・これまでの経過を踏まえた、今後の検討課題等について			
◆ 説明者：洲本市議会			
議 長 福本 巧 議員 / 議会運営委員長 小松 茂 議員			
近藤 昭文 議員 / 議会事務局長 石田 武史 氏			

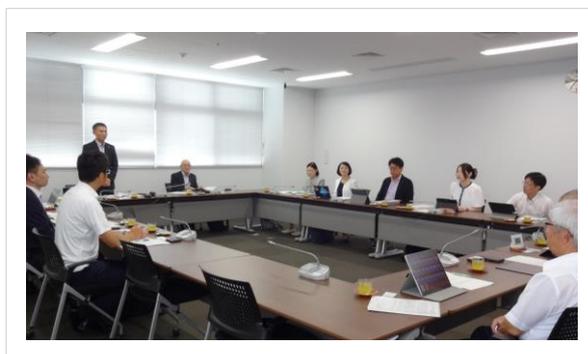
◆ 調査の成果と所感について

洲本市議会の視察では、議会におけるハラスメント防止条例や議会基本条例などの概要や特徴などの他、条例制定までの協議経過について、調査する貴重な機会となった。令和6年1月に発生した、ハラスメントに関する具体的な内容についても説明があった。その際、弁護士からのアドバイスや事実確認のための聞き取り体制などは、とても重要なポイントであり参考にするべき内容であると感じた。



洲本市議会の視察では、初めに議会基本条例制定の経緯などについて説明があった。洲本市議会基本条例は、平成21年12月の議会で議決（制定）されて、平成22年3月19日に施行された。特徴としては、前文を置かずに、個々の条文で必要な内容を規定しているということや、今回の調査項目の一つでもある政治倫理に関する規定については、合併前に制定した政治倫理条例を引き継ぎ、現在に至るということだ。

また、同市の議会基本条例には、常任委員会の活動についても具体的な規定が謳われており、政策の立案及び、提言などを能動的に行うことが明文化されている。さらに、第3条では、「災害時の議会対応」が規定されているなど、旭川市議会の議会基本条例を見直す際には参考とするべきと感じた。



次に、洲本市議会におけるハラスメント防止対策に関する取り組みを報告したいと思う。同市議会では、令和5年の6月議会で、ハラスメント防止条例（案）が提案及び議決され、同年7月4日にハラスメント防止条例が公布・施行されている。

洲本市議会ハラスメント防止条例制定の経緯については、全国の市議会での取り組みに注目しているなか、令和4年3月の改選後、一部の議員によるパワハラとも思われる事態が発生したことが契機となっているという説明があった。実際に起こった事案を基に、検討された条例であるからこそ、様々な事態に対処するための実効性が担保されていると理解することができた。

(様式)

その具体的な内容としては、洲本市議会ハラスメント防止条例の第5条に、『議長は、議長が別に定めるところにより、議員又は市長等からハラスメントに関する申出がなされたときは、当該申出に係る事実関係を調査し、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。』と規定されており、被害の申出に対し、調査を実施することが明文化されている。その調査については、議長が指名する議員または議会事務局の職員が行うこととされている。



一方、同市議会のハラスメント防止条例の特徴として挙げられる内容としては、第1条の目的にも謳われているが、議員間のハラスメント及び、議員による市長等に対するハラスメントの防止に関し必要な措置を講じるとあるように、議員から市長等だけではなく、議会事務局職員に対するハラスメント行為についても対象としている。このような条文については、洲本市議会の独自性が感じられた。

参考までに記載しておきたいと思うが、この条例では、「ハラスメント」とは、議員による次の言動を指す。(1)議会、職場、または地域における優越的な関係を背景とした言動で、相手方に精神的または身体的な苦痛を与え、人格や尊厳を害し、執務環境を損なうもの。(2)相手方を不快にさせる性的な言動。このような内容について条例のなかで定義されている。

加えて、ハラスメントに関する相談対応と窓口の設置状況についても視察の調査項目としていたが、それらの規定は、特別にはないということだった。しかしながら、個別の案件についても、慎重な取り扱いを意識しているという趣旨の回答があり、条例制定による効果だとは思いますが、ハラスメント防止に対する意識の醸成などが進んでいると受けとめられた。

この度の洲本市議会の視察では、ハラスメント防止条例の意義や効果などの他、条例制定後の課題について多くのことを学ぶことができたと思う。ハラスメントの防止を進めるためにも、必要な情報や知識を習得する研修等の実施については、改めて大切な取り組みであると考えることができた。また、事実関係の調査やハラスメント審査会を設置する規定は、



条例などの制定を検討するうえで、最も重要な要素であると感じた。

(様式)

さらに、制裁的な措置となる氏名の公表については、重大な事案が発生した場合において、被害者の立場や意向を踏まえながら十分な対応を図るためにも、規定すべき内容であり条例に抑止力の効果も期待できる。

一方で、審査会において扱われた、個人情報等が一部漏洩する事案が発生しているということ話があり、その対応とプライバシー保護の観点からも、現在、罰則等の規定が検討されているという事については、課題であると考えます。これらの視察内容については、旭川市議会におけるハラスメント防止対策の議論のなかで活かしていきたいと思う。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

◆ 調査の成果と所感について

四日市市議会の視察では、議会におけるハラスメント防止条例や議会基本条例などの概要や特徴などの他、条例制定までの協議経過について、調査する有意義な機会となった。条例制定に向けた検討段階においては、ハラスメントに関係する具体的な事案がなかったため、制裁的な規定を明文化しなかったという説明があり、抑止効果としての目的を



意識しながら議会での議論を展開していったという事については、コンセンサスを図るためにも参考にすべき内容であると感じた。

四日市市議会の視察では、初めに議会基本条例制定の経緯などについて説明があった。四日市市議会基本条例は、平成23年3月23日に制定され、平成23年5月1日に施行された。この条例は、議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的な事項を定めるもので、これまでの議会改革を踏まえ、今後の議会のあるべき姿を基本方針の三本柱として掲げている。その一つ目は、「市民との情報共有」（第20条～第23条）議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める。二つ目は、「市民参加の推進」（第24条～第26条）議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する。三つ目は、「議員間討議の活性化」（第27条～第31条）議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行うというもの。その他、新たな取り組みの代表的なものとして、定例会を年1回とし、会期を通年とすることが、「通年議会（第9条）」に謳われている。

また、政治倫理についても同条例の第32条で、「議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。」と規定し、四日市市議会政治倫理要綱を別途定めている。前日に視察した洲本市議会においても、政治倫理条例が制定されていた事からも、他の市議会の状況を調査するなど、旭川市議会としても政治倫理要綱等の策定について協議や検討する必要があるのではないかと考える。

次に、四日市市議会におけるハラスメント防止対策に関する取り組みを報告したいと思う。同市議会では、議員間や議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除を目的として、四日市市議会ハラスメント防止等に関する条例が令和4年3月24日に公布され同日から施行されている。

この条例の主な特徴については、まず「ハラスメントの定義」として、パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいうと定めている。仮にハラスメント事案が

(様式)

発生した場合、事実確認は勿論のこと、定義に基づく客観的な判断が求められると改めて思った。

四日市市議会ハラスメント防止等に関する条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用される。また、議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。と第4条に規定され、具体的な対応や措置に関する内容がここに明文化されている。そして、第4条の第2項では、議長は、ハラスメントの防止等に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。と謳われており、被害者等からの相談対応の責務が議長に求められている。



現在までハラスメントに認定されるような事案は発生していないが、実際には顧問契約をしている弁護士に、聞き取りや相談などの対応を依頼することを想定している旨の説明があった。尚、弁護士の顧問契約については、平成15年から平成16年度に、議会として顧問契約した実績があるということだった。

今回の四日市市議会の視察では、ハラスメント防止等に関する条例の意義や効果などの他、条例制定後の課題等についても学ぶことができたと思う。一方、ハラスメントの防止を進めるためには、議員の意識向上も重要であり、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、議員自らがハラスメントの防止及び排除に努めなければならないと、視察をとおして実感した。



また、四日市市議会では、これまでに具体的なハラスメント事案の発生はないということだったが、この条例を整備することにより、ハラスメント行為の未然防止が期待されるなど、抑止力の効果があるということを強調されていたことが印象に残った。

一方で、課題として感じたことは、四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例には、制裁的な措置が明文化されていないことだった。仮に、ハラスメントに関する重大な事案が生じた場合、被害者の意向や再発防止の観点からも、適切な対応及び措置を取るためには不十分で限界があると考えます。また、同条例に議長の責務として規定される、「

(様式)

ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。」という内容についても、未だ整備されていないということだった。

昨日（7月9日）に視察した、洲本市議会のハラスメント防止条例のように、事実関係の調査やハラスメント審査会を設置する規定の他、制裁的な措置となる「氏名の公表」を条文化することは、重要な要素であると改めて感じた。

これらの視察内容については、旭川市議会におけるハラスメント防止対策の議論のなかで有意義に活かしていきたいと思う。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

◆ 調査の成果と所感について

長野市議会の視察では、議会におけるハラスメント防止等に関する要綱や議会基本条例などの概要や特徴などの他、要綱策定までの協議経過について、調査する貴重な機会となった。ハラスメント防止等に関する要綱策定の経緯については、令和3年9月27日に、市長から定例会の一般質問において議員から市職員に対する威圧的な発言があったことに関して、議長あてに申入れがあったことが要因となったようだ。



長野市議会の視察では、初めに、議会基本条例制定の経緯などについて説明があった。長野市議会基本条例は、平成21年9月25日に公布・施行された。この条例の前文では、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割と責任が拡大する中であって、基礎自治体である市町村への権限移譲が進むなど、住民に身近な市町村の役割は一層重要になっており、市町村の議会及びその議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大してきているなどと謳われている。

長野市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定した。

議会基本条例の主な内容や特徴としては、第4条に、議員の責務及び活動原則が規定されており、第6条では、議会運営の原則が明文化されている。その第6条には、円滑かつ効率的な議会運営、市民に開かれた議会運営、正副議長の選出経過の透明化、議長の中立公正な職務遂行及び民主的・効率的な議会運営などが示されており、正副議長選後には、所信表明を行っているなど特徴的な取り組みだと思う。その他、議会の機能の強化（第8条）では、政策決定・市長等の事務の執行の監視・評価及び政策立案・政策提言に関する機能の強化を図ることが定められている。

次に、長野市議会におけるハラスメント防止対策に関する取り組みを報告したいと思う。同市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）第9条の規定に基づき、長野市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定め、もって健全な議会活動を確保することを目的として、令和4年8月22日に施行された。

(様式)

この要綱でハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等を指す。特に、セクシュアル・ハラスメントについては、他の者を不快にさせる議会活動における性的な言動及び議員が他の議員を不快にさせる「議会活動外」における性的な言動が定義されている。このように、議会活動外というについて要綱で規定するのは特徴的であると思った。



長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱の主な内容について2点示したいと思う。1点目は、議員の責務として、「議員は、ハラスメントをしてはならない。議員は、ハラスメント防止のためにハラスメントの内容等を十分認識して行動するよう努めなければならない。議員は、その議員によるハラスメントがあると疑われたときは、疑惑の解明に当たるとともに責任を明確にするよう努めなければならない。議員は、議員以外の者にハラスメントに類する言動を行ってはならない。」と定められている。

2点目は、議長の責務として、「議長は、健全な議会活動が行われるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。議長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談がなされた場合には、問題を解決するため、迅速かつ適切に対処するものとする。」と規定されている。

このように、同市議会のハラスメント防止に関する要綱では、議員によるハラスメント行為を抑制し、議員自らが疑惑の解明に当たり、その責任を明確にしなければならないとされている。また、議長においては、ハラスメントに関する苦情等の対応について、問題を解決するために、迅速かつ適切に対処することが責務として明記されている。

一方で、この要綱には、氏名の公表など、制裁的な措置については規定されていない。視察当日の説明では、令和3年11月1日に提出した事務局が作成した要綱案には、ハラスメントが行われた事実が確認された場合において、議会運営委員会に諮り、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表することができるとしていたが、その後の検討で削除されたという話しがあった。議会における議論と、地方自治法134条に関する解釈の結果だと考えるが、検討開始の経緯や実効性の観点では課題が



(様式)

残ると感じた。

この度の長野市議会の視察では、ハラスメント防止等に関する要綱策定の意義や効果などの他、要綱施行後の課題等についても学ぶことができた。ハラスメントの防止を進めるためには、議員が高い倫理観を持ち、選挙で選ばれた市民の代表として、ハラスメントはしないという決意の下、議員自らがハラスメントの防止及び排除に努めなければならない責務があると改めて認識する機会となった。



また、冒頭に述べたように、令和3年9月に、市長から定例会の一般質問において議員から市職員にたいする威圧的な発言があった旨の指摘があり、ハラスメントの防止に関する要綱が策定された。このような経過を踏まえると、今後の再発を防止するためにも、抑止的な効果が期待できる制裁的な措置が実行できるルールについては、より慎重に検討し、コンセンサスを図る必要があったと考える。

この要綱には、長野市議会ハラスメント調査委員会の設置について規定されているが、主な目的については、事実確認のための組織となるので、どのような解決策が導き出されるのかは明確ではない。いずれにしても、このような認識を持てたことは、視察を行った成果の一つだと思う。今後、進められる旭川市議会におけるハラスメント防止対策の検討や議論のなかで十分に活かしていきたい。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。